

インバウンド広報事業業務委託内容に関する質問及び回答

※質問のあった順に回答しています。

質問 1 仕様書 5. 業務内容のイについて、「発地」とはどこを指しますか。
「発地」が国外を指す場合、旅行者の居住地は全世界ですが、特に注力したい国や地域はございますか。

回答 1 「発地」はインバウンド旅行者の居住地を指します。
(例：台湾で開催する現地旅行エージェントなどへのプロモーション)
特定の国や地域はございません。

質問 2 仕様書内 5. 業務内容のア・イ・ウについて、それぞれのプロモーションの実施時期（露出の山場）は、それぞれいつ頃とお考えですか。

回答 2 5月19日より開催されるG7広島サミットに合わせてプロモーションを展開したいと考えています。

質問 3 仕様書内 2. 業務の背景と目的について、「旅行会社への販売助成金を利用した旅行商品造成事業」とありますが、こちらはインバウンド向け旅行商品にも助成金が出る見込みがあるのでしょうか。

回答 3 お見込みのとおり。

質問 4 「航路を活用した外国人割引」について内容を教えてください。

回答 4 外国人を対象に、広島港-呉港-松山観光港間のスーパージェット、クルーズフェリー運賃を3割引で販売します。

	スーパージェット	クルーズフェリー
広島港-松山観光港	8,000円→5,600円	5,000円→3,500円
呉港-松山観光港	6,300円→4,410円	4,000円→2,800円

質問 5 「航路を活用した外国人割引」について
窓口のみでの購入ですか。事前決裁で WEB でも買えますか。

回答 5 購入は窓口のみとなります。

質問 6 「旅行会社への販売助成金を利用した旅行商品造成事業」について
海外の旅行会社も適応できますか。

回答 6 国内外問わず「旅行業法上の旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業の事業者」が対象事業者になります。